

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成26年6月6日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 沼田和利君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 市川圭一君
- 12番 山越守君
- 13番 田中道治君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成26年第2回牛久市議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	6月 6日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○議席の一部変更の件 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程 (33号～45号) ○提案者説明 ○意見書案上程 (2号～4号) ○提案者説明 ○休会の件 ○散 会
第2日	6月 7日	土	休 会	
第3日	6月 8日	日	休 会	
第4日	6月 9日	月	午前10時	議案調査
第5日	6月10日	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会
第6日	6月11日	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○延 会
第7日	6月12日	木	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○一般質問 ○散 会

第8日	6月13日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○議案上程 (33号~45号) ○意見書案上程 (2号~4号) ○質 疑 ○委員会付託 ○休会の件 ○散 会
第9日	6月14日	土	休 会	
第10日	6月15日	日	休 会	
第11日	6月16日	月	休 会	○総務常任委員会
第12日	6月17日	火	休 会	○教育民生常任委員会
第13日	6月18日	水	休 会	○産業建設常任委員会
第14日	6月19日	木	休 会	議事整理

第15日	6月20日	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 議 ○議案上程 (33号~45号) ○意見書案上程 (2号~4号) ○議案上程 (請願2号~4号) ○各委員長報告 ○委員長に対する質疑 ○討 論 ○採 決 ○決議案上程 (1号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○決議案上程 (2号) ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○閉会中の事務調査の件 ○閉 会
------	-------	---	-------	---

平成26年第2回牛久市議会定例会

議事日程第1号

平成25年6月6日(金) 午前10時開会

- 日程第 1. 議席の一部変更の件
- 日程第 2. 会議録署名議員の指名
- 日程第 3. 会期の決定
- 日程第 4. 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5. 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6. 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7. 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8. 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9. 議案第38号 牛久市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 日程第10. 議案第39号 牛久市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第40号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第41号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第42号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第43号 牛久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15. 議案第44号 平成26年度牛久市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16. 議案第45号 物品購入契約の締結について
- 日程第17. 意見書案第2号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の提出について
- 日程第18. 意見書案第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 日程第19. 意見書案第4号 教育委員会制度の改悪をやめるよう求める意見書の提出について
- 日程第20. 休会の件

午前10時07分開会

○議長（山越 守君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第2回牛久市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

議席の一部変更

○議長（山越 守君） 議員の所属会派の異動及び一般質問の際に使用する質問席を設けるために変更するものであります。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

小松崎 伸君を14番に、政明クラブを全体的に1列後ろにそれぞれ変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりであります。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○書記（中根敏美君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番沼田議員、5番諸橋議員、6番宮崎議員、7番杉森議員、8番須藤議員、9番黒木議員、10番村松議員、11番市川議員、12番山越議員、13番田中議員、14番小松崎議員、15番遠藤議員、16番鈴木議員、17番利根川議員、18番板倉 香議員、19番柳井議員、20番中根議員、21番石原議員、22番板倉 宏議員。

○議長（山越 守君） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○議長（山越 守君） 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番沼田和利君、5番諸橋太一郎君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

今期定例会に提出のあった案件は、市長提出議案第33号ないし議案第45号の13件、意見書案第2号ないし意見書案第4号の3件、請願第2号ないし請願第4号の3件であります。

なお、今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたから、報告いたします。

次に、市長から地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告第5号、平成25年度継続費繰越計算について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第6号、平成25年度繰越明許費繰越計算について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告第7号、平成25年度事故繰越し繰越計算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第8号、出資法人に関する経営状況についての報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、去る5月30日に開催されました議会運営委員会におきまして、小松崎副委員長より、副委員長及び委員を辞任する申し出があり、委員会条例第13条及び第14条の規定に基づき委員会及び議長の許可を得たことに伴い議会運営委員に欠員が生じたもので、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付されたように板倉 香君を議会運営委員に指名いたしました。また、議会運営委員会副委員長の互選の結果について報告いたします。議会運営委員会副委員長に尾野政子君が互選されました。以上が議会運営委員会委員の選任及び副委員長の互選の結果であります。

次に、去る第1回定例会において可決されました容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の1件につきましては、内閣総理大臣を初め、関係機関へそれぞれ提出いたしましたので、報告をいたします。

次に、会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、今期定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定について

○議長（山越 守君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より20日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から20日までの15日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議案第33号ないし日程第16、議案第45号の13件を一括議題といたします。

-
-
- 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第38号 牛久市職員の配偶者同行休業に関する条例について
 - 議案第39号 牛久市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
 - 議案第40号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第41号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - 議案第42号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第43号 牛久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第44号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
 - 議案第45号 物品購入契約の締結について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 本日、平成26年第2回牛久市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

本定例会に提出いたしました議案は、専決処分の承認、条例の制定及び改正、補正予算、物品購入契約の締結など、全部で13件であります。

それでは、議案の順に従いまして、御説明申し上げます。

議案第33号及び議案第34号は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことにより、牛久市税条例の一部を改正する条例及び牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定による専決処分といたしましたので、その

承認を求めるものであります。

議案第33号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正により、固定資産税において、課税標準の特例措置の創設、耐震改修に伴う減額措置の創設及び引用条項の整理を行うものであります。

議案第34号は、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正により、引用条項の整理を行うものであります。

議案第35号から議案第37号までは、同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年度補正予算を専決処分といたしましたので、その承認を求めるものであります。

議案第35号は、平成25年度牛久市一般会計補正予算でありまして、歳入歳出予算、繰越明許費について補正するものであります。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金は、交付額の確定による減額計上であり、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び地方交付税は、交付額の確定並びに追加交付に伴う増額計上であります。

歳出といたしまして、民生費は、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額計上であります。

第2表の繰越明許費補正は、住民基本台帳ネットワーク再構築事業を初めとする5事業について、年度内に完了ができないことから、地方自治法第213条の規定に基づき、予算を翌年度に繰り越すため設定するものであり、牛久駅東口駅前広場改修事業及び牛久第三中学校体育館耐震補強事業については、繰越限度額の変更をするものであります。

議案第36号は、平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算でありまして、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入の主なものといたしまして、国庫負担金は一般被保険者療養給付費等負担金の減額計上、県補助金は都道府県調整交付金の減額計上であり、国庫補助金は普通調整交付金の増額計上、療養給付費交付金は退職被保険者等療養給付費交付金の増額計上であり、繰入金は国庫負担金の減額計上及び保険給付費の増額等に伴う一般会計繰入金の増額計上であります。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費の決算見込みに伴う一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び特定健診委託料の増額計上並びに退職被保険者等療養給付費の減額計上であります。

議案第37号は、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算でありまして、繰越明許費について補正するものであります。

第1表の繰越明許費補正は、霞ヶ浦城南流域下水道建設事業が繰り越しとなったことに伴い、同負担金を地方自治法第213条の規定に基づき、予算を翌年度に繰り越すため設定する

ものであります。

議案第38号は、牛久市職員の配偶者同行休業に関する条例についてであります。

本件は、地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるため制定するものであります。

議案第39号は、牛久市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成24年6月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、本条例の中で規定されている引用条項の整理を行うものであります。

議案第40号は、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市が独自に中学3年生まで拡大している医療福祉費の支給対象者について、茨城県が本年10月1日から支給対象者を、通院は小学6年生まで、入院は中学3年生まで拡大することに伴い、改正するものであります。

議案第41号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正により、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者における軽減措置について改正するものであります。

議案第42号は、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、茨城県市町村総合事務組合の条例に規定している非常勤消防団員の公務災害補償等について、本条例にも規定することにより、根拠をより明確にするため改正するものであります。

議案第43号は、牛久市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令で定める消防団員の退職報償金支給額が増額されたことに伴い、改正するものであります。

議案第44号は、平成26年度牛久市一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に2億6,873万8,000円を追加し、予算の総額を238億1,873万8,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものとしたしまして、国庫支出金は社会保障・税番号制度対応のためのシステム改修に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金の計上であります。

県支出金の民生費県補助金は、生活保護システム改修に伴う就労自立支援給付金システム改

修事業補助金の計上及び茨城県において医療福祉費支給制度を拡充することに伴う医療費補助金の増額計上であり、農林水産費県補助金は大雪による農業施設被害に対する被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金の計上であります。

繰入金は、財政調整基金繰入金の増額計上であり、諸収入につきましては、防犯灯LED導入調査に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業補助金の計上であります。

歳出の主なものといたしまして、総務費の電子計算費は、社会保障・税番号制度対応等による電算システム改修委託費の計上、諸費は防犯灯LED導入に伴う調査委託費の計上でありませぬ。

民生費は、茨城県において本年10月から医療福祉費支給制度の対象年齢を引き上げることに伴い、これまで市が単独で実施してきた医療費給付の一部を県と共同で行う事業に予算の組み替えを行うものであります。

農林水産業費は、本年2月の大雪により農業用施設に被害を受けた農業者を対象とした施設の復旧及び撤去に要する経費に対する支援補助金の計上であります。

教育費の学校管理費はPCBを含むコンデンサの処分委託費の計上であり、学校建設費は牛久第三中学校体育館等の耐震補強工事に伴う雨漏り等への対応工事費の増額計上及び下根中学校校舎増築に伴い、テニスコート等を移設するための実施設計費の増額計上であり、学校給食費は牛久小学校において自校式炊飯を実施することに伴う工事費及び給食備品等の計上であります。

議案第45号は、物品購入契約の締結についてであります。

本件は、昨年6月に国の認定を受けたバイオマス産業都市構想に基づく補助金を活用し、木質ペレット製造プラントを購入するものであります。

以上が専決処分の承認、条例の制定及び改正、一般会計補正予算、物品購入契約の締結等の概要であります。詳細につきましてはお手元の議案書等によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第17、意見書案第2号についてを議題といたします。



意見書案第2号 労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。9番黒木のぶ子君。

[9番黒木のぶ子君登壇]

○9番（黒木のぶ子君） おはようございます。

それでは、意見書案第2号、労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求める意見書（案）を提案いたします。

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

それにもかかわらず、いま、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や一定の要件を満たす労働者の労働時間等規制を適用除外にする制度（ホワイトカラー・イグゼンプション）の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。

また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。国連の専門機関のひとつである「国際労働機関（ILO）」は、「雇用・労働政策は、三者構成原則（公・労・使）に基づき労働政策審議会において議論すべきである」としており、政府が提言している仕組みは、国際基準から逸脱したものと言わざるを得ません。

こうした現状に鑑み、下記の内容を柱とする労働者保護ルールの現行制度の維持・改善を求めます。

記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは、行うべきではないこと。
2. 低賃金や低処遇のまま派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。
3. 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆さん、よろしく願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第18、意見書案第3号についてを議題といたします。



意見書案第3号 保険で良い歯科医療の実現を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 意見書案第3号について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

保険で良い歯科医療の実現を求める意見書（案）

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOL（生活の質）を向上させるとともに、医療費の抑制にも役立つことが「8020運動」等によって実証されている。

しかし、公的医療保険の窓口での自己負担割合が高いことに加え、歯科医療は医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていないことから、患者の医療費負担が大きく、歯科治療が受けにくい状況になっている。

また、歯科医療の内容を左右する診療報酬は、長年低く抑え続けられているのが実情である。歯科医療技術の進歩や保健医療における歯科の位置づけの重要性を踏まえ、診療報酬の面からも適正な技術評価を行うことが求められている。

同時に、歯科医師だけでなく、公的歯科医療を支える歯科技工士や専門的口腔ケアの主要な担い手である歯科衛生士を支える適正な評価もさらに高める必要がある。

医療費の窓口負担割合の軽減と歯科の保険給付範囲の拡大は、患者・国民の強い願いである。

さらに、2011年に成立した「歯科口腔保健法」を実効あるものとするために、国及び各自治体において、総合的・具体的な歯科口腔保健の推進が期待されることである。

以上の点から、患者・国民が安心して保険でより良い歯科医療を受けられる措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

各常任委員会でご審議の上、適切なる議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第19、意見書案第4号についてを議題といたします。



意見書案第4号 教育委員会制度の改悪をやめるよう求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、意見書案第4号を読み上げ、提案理由といたします。

教育委員会制度の改悪をやめるよう求める意見書（案）

安倍政権がねらう教育委員会制度の改悪に関して、中央教育審議会（中教審）は昨年12月13日、委員からの相次ぐ反対論を押しつけ、政府の意向に沿った答申が提出された。答申の内容は、教育行政を首長が決定する方向を示したもので、首長が大綱的な方針を決定し、教育長は、首長が任命した部下となる。教育委員会は「首長の付属機関」となり、首長に対し意見は言えても決定権のない存在になるものであり、これでは戦前のような、権力による教育への介入が可能となる重大な危険性がある。日本の教育委員会制度は、戦前の政治的・官僚的な教育支配と軍国主義教育の反省から、教育委員会法で「教育が不当な支配に屈することなく」、「公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うため」、旧文部省や首長から独立した合議制執行機関として1948年に出発したものである。しかし、1956年に地方教育行政法に改変され、委員は任命制となり、独自の権限は大幅に縮小されたことから、民主性・自主性・公開性が弱体化・形骸化してきた経緯がある。

中教審内部では、教育委員会を付属機関化する答申には反対意見が根強く、与党の中にも答申の方向性は認めがたいとの声がある。また、全国の教育委員会関係者の中でも反対が大勢を占めていることから、自民党は別案の検討を開始したとの報道もあり、矛盾と混迷は深まるばかりである。

今こそ、教育委員会制度はその原点に立ち戻り、住民・保護者・教職員・各分野の専門家などが参加し、民主的・自主的かつ専門的な権限と機能を持ち、開かれた教育委員会として再生させることが必要である。

よって、本市議会は国に対し、教育委員会制度の改悪をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（山越 守君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第20、休会の件を議題といたします。



休会の件

○議長（山越 守君） お諮りいたします。

明日7日ないし9日は休日及び議案調査のため休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、明日7日ないし9日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時39分散会